

1. 件 名：日本原燃株式会社による核燃料輸送物設計承認申請に関する面談  
(1)
2. 日 時：令和4年7月13日(水) 10時00分～10時40分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議システムを利用)
4. 出席者(※はTV会議システムによる出席)：  
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門  
石井企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官※、山後安全  
審査官、真下係員  
日本原燃株式会社  
濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部 施設計画課長 他4名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：  
【事業者からの配布資料】  
資料1 48Y-JDTC型核燃料輸送物設計承認申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	はい。規制庁のサンゴです。
0:00:04	これから日本原燃株式会社の核燃料輸送物設計承認申請に関する行政相談を開始します。
0:00:12	まず、不開示情報は発言しないように注意してください。
0:00:16	不開示情報を発言した場合にはその場でその旨を指摘してください。
0:00:21	発言する前際には必ずマイクを使用してください。
0:00:25	発言の際に初めに所属と氏名を述べてください。
0:00:29	使用しないと、マイクのスイッチをオフにしてください。
0:00:34	それでは、日本原燃から、
0:00:38	今日の行政相談の内容について簡単に説明をお願いします。
0:00:48	日本原燃六ヶ所施設設計画課八木橋と申します。
0:00:52	まず主こちらの方出席者の方ですが、ヤギハシカミコザワサカモトササキハマバタの五名で対応させていただきます。
0:01:04	では資料の方の概要の方を説明に移らせていただきます。
0:01:11	日本原燃の笹木でございます。それでは、資料について簡単に説明させていただきます。
0:01:18	まず2ポツのスケジュール関係ですけれども、申請しスケジュールにつきましては、現在当社に層序貯蔵しております天然ウランが、残り2年分であること。
0:01:29	あとはシリンダーの製造期間、あとは、
0:01:34	あと製造、審査手続きに必要な期間を実績で考慮いたしましてし、スケジュールの方を設定してございます。詳細は添付1で説明いたしますので、最後のページの添付1の方をご覧ください。
0:01:49	先ほど申しました残り2年分の天然ウランの在庫量の方を踏まえまして、2024年度の6月ごろ、
0:01:59	岩間輸送が必要になってくるというふうに考えております。
0:02:03	こちらを期限といたしまして、あとは、下から4行目でございます。シリンダーの製造記録の取りまとめについては、過去実績から大体10ヶ月程度、
0:02:17	他に必要となります。審査期間につきましては、実績でございましたり、他の事業者さんでの実績の方も参考といたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	線を引いた結果として、今設計承認申請につきましては、現状今年度の8月頃に申請させていただくことを計画してございます。
0:02:42	続きまして、3ポツの概要です。1ページに戻っていただきまして、概要ですけれども、今回申請させていただきますヨンパチワインのJPC型につきましては、天然6%ウランを輸送させていただくもので、
0:02:59	I-T型6ふっ化ウラン移送物となります。
0:03:02	設計上考慮が必要となるような発熱もございませんし、特別な遮への考慮は不要となるものでございます。
0:03:10	あと、注釈にも記載させていただきましたけれども、こちらのヨンパチOJTC型輸送物につきましては、過去に設計承認の方いただいていた輸送物になるんですけれども、
0:03:22	当資金の法令改正及び申請書を、失礼しました、承認書の有効期限の方が切れていること、こちらを踏まえまして、新規の申請として申請させていただくものとなります。
0:03:38	続きまして、2ページ目、
0:03:41	の3ポツ2-5をご覧ください。
0:03:45	こちらは過去の設計承認、
0:03:49	からの相違点でございますけれども、その過去に設計書いただいていた時点のものから、今回、新規申請をさせていただくにあたりその層理について記載させていただいております。
0:04:03	まず(1)ですけれども、外運搬規則の改正の対応ということで、こちらは主に経年変化についてご説明させていただいております。
0:04:12	ポイントといたしましては、次のページにございます。注釈をご覧ください。
0:04:20	まず※の1ですけれども、今回申請させていただく、輸送容器の実施リーダーにつきましては、ウランを内包して輸送するのは1回のみなんですけれども、
0:04:33	一定の輸送期間ございますので、その間の影響につきましては、申請書においてご説明させていただきます。
0:04:41	次に、※の二つ目ですけれども、
0:04:44	こちらは、その法令要求事項ではございませんで、当社の特殊性かもしれませんが、シリンダー日に関しましては当社で、天然6フッ化ウランを取り出した後に、劣化ウランの方を充填しまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	貯蔵容器として、長期間保管いたしますので、その間もしっかり管理してですね、健全性を維持していこうと、あとすいません、二つ目のポツのところ、あと汚染ですね。
0:05:13	ちなみにの内容につきまして、申請書を記載させていただくことを考えております。
0:05:20	次に、三つ目の米の考察への影響の話ですけれども、輸送容器の収納物が、天然の6ふっ化ウランで、放射線の影響は小さいことが、
0:05:30	考えられるんですけれども、
0:05:32	定性的に小さいというだけではなく定量的にしっかりと評価した上でお示ししたいと考えております。
0:05:40	続きまして、(2)ですけれども、ISOの2020年度版への対応ということで、こちら、六角穴つき閉止栓の方が追加になってございますので、そちらの話と、
0:05:53	あとは、溶接部の検査ですね、こちらの方が追加になったことを踏まえまして、こちら申請者の方に適切に反映させていただきます。
0:06:02	次に(3)ですけれども、自由落下試験の解析評価の実施と書かせていただいておりますけれども、IAEA輸送規則の2018年度版におきまして、
0:06:14	こちらの核分裂性物質の収納した輸送物の方が、対象になってくるんですけれども、当初、我々の過去の
0:06:24	設計処理において行っていた、その弁論評価に加えまして、
0:06:29	こちらの、
0:06:30	閉止線につきましても、
0:06:35	落下試験の評価をするということが要求として追加となっております。当社の場合は、6ふっ化ウランですので、核分裂性物質ではないんですけれども、
0:06:45	自主的に評価の方を実施させていただくことで考えております。
0:06:52	あと最後(4)その他ですけれども、輸送に関わるガイドですね、申請手続きガイドですね、あとは先行しております他事業者の方を参考とさせていただきますまして、
0:07:04	使用予定年数だったり使用予定回数を記載させていただくとともに、あとは、品質、
0:07:12	異種品質管理基準規則の方ですね、こちらを踏まえまして、記載の方は適切に申請書の方に記載させていただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:24	何か簡単ですが、ご説明は以上となります。
0:07:33	私からいきます。
0:07:35	規制庁の石井ですけれども、幾つか確認させてもらえればと思うんですがまず最初に、先ほども、昨今の審査の状況は把握されているということだったと思うんですが、
0:07:49	今まで、令和3年1月1日の改正以降に、幾つか経年変化の考慮っていう審査を、規制庁でもこうやってきたところなんですけど、
0:08:02	そういう申請は一応すべて把握されているという理解でいいかっていうポイントと、一番最新のもので言えば、
0:08:12	四国電力が審査会合で開いた時の、審査書とか審査の状況っていうのをしか、きちんと把握されてるかっていうところを確認させてもらえればと思うんですがいかがですか。
0:08:28	日本原燃阪本でございます。
0:08:30	藤さん、先ほどありました他の
0:08:36	電力、40の分につきましては、5月20日に補正を出されておりました、その審査書も含めて、内容を確認しております。また、審査会合での指摘、
0:08:48	等へ経年変化の温度等に関しても、確認をしております、問題ない等、それについて、しっかり反映するようにしております。
0:09:02	と申しました。
0:09:07	よろしいですかね。わかりましたその辺はしっかり申請の状況とか、審査書に書かれてる内容とかをしっかり把握した上で、
0:09:16	申請の内容に過不足がないことは適切に整理していただければなと思います。
0:09:22	今回の資料の中で2ページのところで、経年変化を考慮した評価を実施するというのが、書かれてはいるものの、どういう因子がどういう影響及ぼすか、先ほどみずからもおっしゃってた通り、
0:09:36	使用回数だとか、疲労とかでいえば繰り返しで、持ち上げたりそういうところをどういうふうに設定するのかとか、それぞれの申請者がやっている内容をしっかり把握した上で、みずからのところにどう適用するのかっていうのは、
0:09:52	把握してもらえきちんと整理してもらえればなと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	あと発熱ラックとか、そういう部分についても、概ねそういう判断できるかなと思うんですけども、記載として適切に書いていただければなというふうに思います。よろしいでしょうか。
0:10:14	日本原燃坂尾でございます。他事業者の部分をしっかり確認の上、必要な経年変化の項目、あと疲労等の評価とそういったものについて漏れなくしっかり反映して対応いたします。
0:10:26	以上です。規制庁石井ですよろしく申し上げます。
0:10:30	別途ちょっとまた少し別件なんですけれども、今回、新規申請で、
0:10:38	設計承認を出されるんですけれども、
0:10:41	実際にその設計承認を受けて、今度容器社に入るときに使用する、このシリンダーの中で、すでにその製作されてるものを使う予定みたいなことはあるんでしょうかそれとも今回の設計承認を受けてからすべて製作されたものを、
0:10:58	今後、容器として使用していくのかっていうその辺の計画をちょっと教えてもらえればなと思います。
0:11:09	日本原燃カミコザワと申します。先ほどの件ですが、最後、資料の最後のページ、4ページ目をご覧ください。はい。
0:11:20	真ん中の辺りの②容器承認というところで
0:11:27	ちょっとここで二つに分けておまして輸送機材、あとシリンダーと分けてございます。
0:11:33	衛藤輸送機材につきましては、これは既存の設計承認で認可を受けて設計承認をいただいたもの。
0:11:44	今回、今回の設計承認し、
0:11:48	五つに基づいて、改めて容器承認申請を出させていただいて、認可を受けたいと考えてございます。一方でシリンダーにつきましては、これは
0:11:59	予想、1回あたりも1度のみ使用になりますので、こちらにつきましては、新規製造したもので、栄養承認を申請させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:12:11	規制庁の石井ですけど今のご回答は、すでに製作されたものでこの今回の設計承認に基づいて使うものはないという理解でいいですか。そこがちょっと一つ確認したいなと思ったポイントなんですけど。
0:12:27	規制庁のサンゴですけれども。
0:12:30	資料上の図の1において、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:33	新しく製作するもの、それから、すでに製作されているものというのを、教えてください。
0:12:45	日本原燃カミコザワです。先に新規で製造するものですが、図1に示しております、真ん中のシリンダー
0:12:57	になります。ちょっと部材で書いておりますのでちょっとシリンダーと答えは出てこないんですけども、
0:13:07	どういった鏡だぼ今日リングスカート、弁閉栓。
0:13:14	あと銘板ですね、こちらにつきましては、新規で製造いたします。それ以外の部分につきましては、すでにあるものになります。
0:13:23	以上です。規制庁のサンゴですけどそれ以外の部分について、ご説明をお願いします。
0:13:30	具体的に、
0:13:36	うち、
0:13:37	日本原燃カミコザワです。
0:13:41	もうすでにあるものとして、弁ホーム、耐熱キャップ、耐熱キャップ固定金具、こちらが
0:13:49	金、既存のものになります。以上です。
0:13:54	規制庁石井ですわかりました。この三つってということですかね。
0:13:59	規制庁のサンゴです。一つ確認させてください。この三つについて、単純に耐熱キャップ弁保護具というふうに補償しますけれども、これらについては、
0:14:10	繰り返し使用するものであるという理解でよろしいでしょうか。
0:14:17	はい。日本原燃カミコザワです。衛藤繰り返し、この三つにつきまして、弁法務部、耐熱キャップ耐熱キャップ固定金具につきましては、繰り返し使用するという認識で間違いございません。以上です。
0:14:32	規制庁サンゴです。この三つについては、
0:14:38	コーン年の3月まで有効期間内にあった容器承認の対象であったという理解なんですけども、正しいでしょうか。
0:14:48	日本原燃の上川ですか承認容器の対象であったという理解で承認容器であったという理解ですけども、正しいでしょうか。
0:14:59	日本原燃カミコザワです。その理解で間違いございません。以上です。
0:15:04	有賀。
0:15:33	規制庁石井ですけども、今回、益子のシリンダー自身は1回の利用で使用し終わった後に劣化ウランを中に充填して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	保管、処分するという事だったんですが、
0:15:50	それーのその何ていうんすかね。多分、化学的反応とかある程度その辺で経年変化の考慮ってものの評価を今回、少し説明していただくことになるんだと思うんですが、
0:16:04	実際の濃縮施設としての許可の範囲の中ではそういうことってというのは、
0:16:12	実際にやられてるのかっていうポイントと、この充填したシリンダーを補完する、その施設ってというのは、
0:16:22	濃縮の許可設工認でいうと、どういう位置付けの施設になるんですかね。
0:16:30	貯蔵施設とか廃棄物保管施設とか、なんかそういう区分があるかと思うんですが、その辺もしお答えいただけるのであれば、
0:16:40	と思うんですがいかがですか。
0:16:43	日本原燃阪本でございます。当審議会につきましては、まず事業許可、設工認の方で、当貯蔵施設として、申請して認可の新規制基準下で認可を受けております。
0:16:58	で、経年変化に関しましては、ウランUF6に関しましては炭素法等と反応して表面にフッ化バックを作りますので、
0:17:08	米国だったり国内でも試験を実施しておりますけれども、耐食性としては、数十年、非常に
0:17:19	腐食の速度が遅いということも規制側の方に説明しておりますので、十分な、今のこのシリンダー肉厚で十分耐食性があるというところは、設工認の方でもしっかり説明して、
0:17:30	認可をもらっているところでございます。
0:17:34	あと、権利変換の観点では保安規定に基づきまして、
0:17:39	検査方法、諸税の方法をしっかり決めまして、それに基づいて保全を継続しているところでございます。以上です。規制庁、大石ですけど、今のご説明の意味だと、
0:17:49	3ページの※1で説明された、1回のみ高経年変化について評価を実施するっておっしゃってる部分は、
0:17:57	今の腐食に関する部分だけというふうに理解するのか、そのほかにも何かあるというふうに、
0:18:04	考えればいいのかっていうのはいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:21	日本原燃阪本でございます。今回のこの経年変化の申請の中では、施設工事の基本、
0:18:30	付帯植生色の観点で見っていますが、今回疲労と、あとは放射線化学変化等、あとは熱、
0:18:42	これに関してこの経年変化が要求事項としてありますので、こちらについても、整理の上、
0:18:50	野瀬、他事業者、こういったものを参考の上に、しっかり説明するような手順書を作っているところでございます。以上です。
0:18:58	規制庁の石井です。その次、そのことについては理解しました。
0:19:07	あ、規制庁の西坂です。ちょっと質問よろしいでしょうか。
0:19:12	はい。テープ1のスケジュールでございます。今回このシリンダー
0:19:18	を作った後の設計書に基づく容器承認と、あと、そもそも2023年の設計書に二つに分かれてんですけど、
0:19:28	この診断を発注完成させるっていう工程によって、容器承認が二つ。
0:19:34	伴うんですけど、これっていうのは一つにまとめることはできるものなんでしょうか。
0:19:45	もちろん少々お待ちください。
0:19:48	そう。
0:19:50	P Cとか、
0:19:58	受ける。
0:20:01	はい。
0:20:11	今、
0:20:13	日本原燃カミコザワでございます。先ほどの容器承認の件ですが、
0:20:19	以前ですね、当初はこの輸送機材 e t c どちらも合わせた形で1本の湯容器承認をいただいております。
0:20:30	その後ですね、
0:20:32	輸送機材につきましては、繰り返し使用する、あとシリンダにつきましては、1回、使用した後、後に廃止届を出すという、ちょっと運用の違いからですね、
0:20:46	輸送機材、シリンダーそれぞれで栄養承認を申請するという、過去の経緯がございまして、それに基づいて今回このように示しているところでございます。以上です。
0:20:59	規制庁の井坂です。ありがとうございます。ちょっと差し支えなければ、今回の一連の設計承認に関わるこのシリンダー発注。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	どれぐらいの数が見込まれるかっていう話と、あと海外後発、海外の輸送ですけど、この時期っていうのは、もうこの 2024 年の炉、
0:21:20	この時期、これがなんか、何かしらそのいろんな事情で、これはもう、いわゆる教えといいたいでしょうか、ゴールになってるのかどうか、ちょっとその情勢についても差し支えないで、ご教示ください。
0:21:33	すいません規制庁サンゴですけれども、不開示情報に当たる場合には回答開示情報にならないような回答の仕方をお願いします。
0:21:45	日本原燃八木橋です。今の部分
0:21:49	ちょっと配慮してお答えしたいので、ちょっと、少々時間ください。はい。
0:21:54	富井担当。
0:22:01	この前 974、先ほどのご質問ですが、まず本数については、電力との契約の関係で、不開示情報に当たりますので具体の本数は、
0:22:13	控えさせていただきますが、数十本のオーダーというところになります。あと、海外の方の先の工程の話は今後電力との
0:22:23	こちらの電力との契約に基づく不開示情報に当たりますが、
0:22:29	現時点では今後協議して詳細決めていくというところになります。回答については以上となりますがお答えになってます。規制庁西坂です。ありがとうございます。以上です。
0:22:55	自主的、
0:22:57	それと含めて、規制庁イシイですけど、ここでさなんか、
0:23:05	ちょっと相談してた件、質問していただいてもいいですか。
0:23:13	すみません、聞こえておりますでしょうかホデでございます。議長イシイです聞こえてます。
0:23:20	はい。
0:23:20	えっとですね
0:23:24	どこだったかな、何か自主的に P L U G が接触しないことを何とかって書かれているご説明がありましたよね 2 ページか 3、3 ページだったかな。規制庁石井です。3 ページの (3) です。
0:23:39	(3) ですんで、
0:23:41	そもそも、6 ぶっ化ウラン輸送物の規則第 12 条の第 2 項の
0:23:52	第 2 項の第 2 号だったかな、のところに、すでに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:59	どういふかな。要は、一般の6フツ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件に輸送物を置いたときに、弁の損傷がないっていうのと、もう一つは密封性が、
0:24:12	確保されるっていうふうな要件があるんですけども、
0:24:18	単にこれ自主的結果としてそうなったというだけで、説明の方法としてこうやってやるっていうことであればな、何も自主的ではないと思うんですけども、
0:24:30	今までと評価の仕方が違うっていうか、もう少し詳細にやりましたという、やることと、いうふうに認識してるんですけどもこちらの認識は間違いですか。
0:24:41	ちょっと教えていただけますでしょうか。
0:24:45	日本原燃阪本でございます。おっしゃる通り、我々高校の課長の方の解釈を少し悩んだところはあるんですけども、やはりおっしゃる通りで、閉じ込め性を維持すると。
0:24:57	いう観点であれば、当然平地線も落下試験の中で確認されるべきであって、これ、今、すみません、自主的と書いておりますが、この規則のこの条項に基づいて、
0:25:07	やると、12条2項に基づいてやるというところでございます。訂正いたします。以上です。はい。わかりました。
0:25:17	あとですねちょっと
0:25:20	経年カーも、先ほどいろんな事業者さんの事業者の先行の申請例を見て、検討されると。
0:25:31	いうことが、ちょっとご説明いただいたわけですがけれども、とにかく、今腰痛のポイントがあると思います。
0:25:44	熱と放射線と
0:25:48	熱と放射線と化学変化と、拾うというところで、
0:25:53	疲労については
0:25:59	今の多くの申請例なんかでも、つり上げ装置とか、掛かれ吊上装置とか、あと何か密封性を担保してシリンダそのものになるのかもわかりませんがでも圧力変化と、
0:26:14	いうふうなところに対して評価をしているというところあるんですけども、
0:26:23	切ろうという、その圧力変化にしろつり上げるにしてもそりゃ、材料はもう広く起こすのは、もう何か宿命的なもので、結局影響あるとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:35	だから、だから、その影響があることに対してどのような、おしっこ市税を与えて、
0:26:43	与えてますよということをもとにちゃんと説明した上で、例えば構造解析とかのところで、例えばその回数に対して疲労による破壊がないような、
0:26:54	亀裂破損がないとか、いうことを説明していただくように、申請書を、申請書の説明ロジックを考えていただきたいと思います。
0:27:07	これ、これあんな、規制庁の内部でもいろいろ議論しましていて、例えば、熱とか放射線っていうのは、材料がもうほとんどびくともしなくて、
0:27:19	であるとかぱっと後閾値になるんですけども、というふうには考えられるわけですけども、疲労っていうのは、1回使っても全然影響はないと思いますけども、
0:27:31	少しずつ材料がやられていくというふうな考え方にたてばですね、影響はありますよと、あるけども、全然問題ないよと。
0:27:42	いうふうな説明ロジックを構築するようにちょっとご検討いただきたいと思います。
0:27:49	よろしいでしょうか。
0:27:54	日本原燃笹尾でございます。了解いたしました。今もそちら4電さん等を参考に、まずはAの構造解析のところ、江藤広野使用計画回数に対して、許容繰返し回数、これが十分に下回っていると。
0:28:08	いうところで、疲労線図をもとに、その辺の評価をして、使ったとしても問題ないというところを確認しております。その辺もしっかり確認して、引き続き対応いたします。以上です。よろしくお願いいたします。
0:28:21	あと、ちょっと
0:28:24	各事業者さんにそれ、事業者の方にお話しさせています。ある時にはヒアリングの中でお話したりしてるんですけども、
0:28:34	これ、IP近田とはいえ規則の第8条ですけども第8条って結局、
0:28:44	第4条の1から1、1号から何号までというようなところのところがあるんですけども、その中でいつも議論になるのが、
0:28:57	運搬中の温度とか内圧の変化っていう、
0:29:01	に対してとか振動に対して亀裂、破損を生じる恐れのないこととかがってこう書かれてるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	これについては、想定される温度が何度かというところに対して、その振れ幅に対して、どうだということに言及していただきたいと思えます。多分、
0:29:27	6位ですから多分、
0:29:29	土佐、充填したときに、
0:29:32	中は、
0:29:34	充填するときはもうあっちだと思えるんですけども、当然引いてくれば、
0:29:40	ほとんど真空になってそのあと、運搬中に想定され、予想される温度まで上がると。
0:29:47	いうところを踏まえてその圧力差とかですねそういうことを、
0:29:55	そういうことをちゃんと明確にした上で、強度評価どうしてますよとかですね。
0:30:01	多分影響ないと思えますけど熱膨張こうですよとか、いうふうなことに言及いただきたいと思えます。
0:30:10	よくその法令の言葉をもう一度、
0:30:16	現在やはり規制庁の中でも、そもそもという話がやはり出てましてその
0:30:23	法令で書かれてる言葉に立脚した、説明を
0:30:29	していただくようお願いいたします。以上です。
0:30:40	日本原燃阪本でございます。了解いたしました。
0:30:44	森林側につきましては、今、環境温度としては、
0:30:48	数-40度から38度、その関係を温度でどれくらい中の温度が上がるかというところに対して評価をしているところで、あと内圧につきましては、基本、
0:31:00	何か真空状態でない雑の状態でもUL詰めしますので、
0:31:05	Siri容器にかかる圧力というのは外圧大気圧の0.1MPa、それが最大となると。
0:31:12	いうところで、これをもとに評価をしていると。
0:31:16	いうところで、その大気圧の変動を受け、
0:31:19	というのは、0.1が最高であって、
0:31:23	大きな変動はないというところがありまして、細かい大気圧1課というのは、細かい温度の変化による変更までは、今は見ていない時に下の方でも見ていないというのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	実態で、0.1 の最大の外圧、これで評価しているというところでございます。
0:31:44	以上です。
0:31:46	すいません、規制庁の方ですけども、具体的な内容は当然申請書が提出、提出いただいた後でこちらでも確認するというところになると思うんですけども、
0:31:58	当然、38 度のね、耐熱ありとなると、やはりある程度の、当然 6 位ですから、清勝亜硝酸消化して、分圧が立つというふうなこともあると思います。
0:32:13	ですから、-1 からどこまでというところその辺は、その辺を踏まえて、適切な条件を、妥当な条件を定めた上で、
0:32:25	評価していることをお示しいただきたいと考えます。以上です。
0:32:32	日本原燃阪本でございます。了解いたしました。温度変化を踏まえてあそこがどれくらい変動することがあり得るのかというところもしっかり整理した上で、それまで評価する必要があるのかというところもしっかり
0:32:45	整理して発言いたします。以上です。はい。はい。よろしくお願いいたします。
0:32:54	規制庁石井です。これ 3 以上ですかね。
0:32:57	はい。結構です。はい、わかりました。規制庁石井ですけども。
0:33:02	置いて私の方から、もしお答えできる範囲だと思いますが、さっきもすでに説明されたのかもしれないんですけど、
0:33:10	使用予定回数は、1 回というお話だったんですが、使用予定年数っていうのは貯蔵を含めるとどのくらいを想定しているかっていうのと、
0:33:22	あと実際に海外から輸送してくるときにかかりそうな日数とか、期間っていうのがもし、
0:33:31	お話できるのであれば、
0:33:34	伺えればなと思ったんですがちょっともしその辺が機微情報になるのであれば、無理ではありません。
0:33:40	いかがでしょうか。
0:34:02	日本原燃阪本でございます。すいません。使用予定年数と使用予定回数ですがまずシリンダーきりないについては、製造を 2 年としておりまして、当然運搬に使用対される回数は 1 回、
0:34:14	1 回の輸送の期間としては 4 ヶ月を見込んでおります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	また、そのシリンダの、シリンダのその工場に搬入を貯蔵してからどれくらいちょっと置くかというのにつきましては、このシリンダの処分の仕方等も踏まえて、
0:34:30	まだ確定してないところもございますので、そこはちょっと明確な記述が、現時点では、こちらから明言できるところがないというところがございます。
0:34:42	あと、すいません保護具 i s キャップ C A P てかなり繰り返し使うところですが、こちらについては終了して年数は 40 年と。
0:34:51	で、年間には年 1 回使用、運搬使用する日数も、先ほど同様に 4 ヶ月としております。
0:35:00	以上です。
0:35:02	規制庁石井です。ありがとうございます。繰り返しをするものについては、年 1 回で 40 年っていうふうにご発言あったんですけど、そうするとシンプルに 40 回、
0:35:13	みたいな感じが。
0:35:15	汗制限値じゃないですけども、設計値になってるってことでしょうか。
0:35:23	その通りでございますね。1 回以下なので、間、上限としては 40 回あって、実態としてはそれより回数は少ないであろうと。
0:35:33	いうところがございます。以上です。
0:35:36	規制庁石井ですわかりました。あとちょっと直接設計承認と関わりないかもしれないんですが、
0:35:42	このシリンダー製作後、
0:35:47	根井さんはすぐ引き渡される形になるんですかね。
0:35:53	何を言いたいかっていうと、1 年以上いてからとかそういうふうになるのか、それとももう、製作後すぐ完成後検査みたいな原燃さんがやられて、
0:36:02	これも原燃さん専用のものだと思うんですけど、
0:36:06	すぐに I w a t a されるような計画で今、
0:36:10	先方とは、
0:36:13	議論してるっていう理解でいいんでしょうか。
0:36:18	先方ってのは容器製作者ということです。
0:36:25	日本原燃カミコザワでございます。製造したシリンダーにつきましては、製造後、速やかに製造者から元の方にタイムリーに引き渡されることとなります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	はい。以上です。わかりました。規制庁石井です。ありがとうございます。
0:36:48	他に。
0:36:52	A 規制庁様ですけれども、日本原燃の方から、申請前に確認しておきたいことがあれば、お願いします。
0:37:06	色。
0:37:07	特にございません。
0:37:10	以上です。
0:37:11	規制庁のサンゴですけれども、
0:37:14	実態として申請後に補正を行ってというふうには他の事業者もなっているんですけれども、できるだけ補正が必要のない申請書を作成して、
0:37:27	申請を行って、
0:37:28	我々が審査できるようにしてください。
0:37:33	よろしいでしょうか。
0:37:35	日本原燃八木橋です。承知いたしました。本日の面談の冒頭でもございましたように、他電力の状況とかそういうのを確認されているかと。
0:37:45	いうご指摘というか確認事項もありましたが、そちらの方は、本日の行政面談の内容も含めて、さらに 12 分に確認して、申請書のほうに落とし込みたいと思います。
0:37:58	あと行政、本日の行政面談で面談の中で受けた
0:38:03	時、疲労に関する条件を示すこととかそういったところも、再度資料の読み返しを含めて準備を進めて参ります。以上です。
0:38:14	規制庁石井ですけど、もう一つ大きなところとしてはホデの指摘にあった順位上以降のところのところは、適切に展開されるという理解でよろしいでしょうかね。
0:38:27	基本的に安井小路その通りです。
0:38:31	はい。規制庁石井ですそこは適切によりしくお願いします。それから、
0:38:39	今後、この申請出てきた場合、案件新規申請になるので、審査会合が、基本、2 週間とかそのくらいで行われることになると思いますので、
0:38:51	新規申請提出と同時に、審査会合用資料が提出できるように、並行して準備を進めていただきたいというのが一つと、
0:39:01	基本的に審査会合で提示していただく資料については、非公開所を含めないという形で今各申請者をお願いしてますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:12	無理に出さなきゃいけないっていうものをマスキングかけてやる必要はないと思うので、
0:39:22	罰金をかけないで、済む範囲での審査会合資料を準備していただければと思いますので、よろしくお願いします。いいでしょうか。
0:39:32	日本原燃八木橋です。承知いたしました。申請の準備を進めましてそちらと並行に、審査会合資料の準備を進め同日で提出するようにいたします。
0:39:42	あと資料の内容につきましては、光がゆ情報がないよう、十分配慮した上で、資料の作成を努めて参ります。以上です。
0:39:52	規制庁石井ですよろしくお願いします。私からは以上です。
0:39:59	日本原燃の方、規制庁さんですけど日本原燃の方からよろしいでしょうか。
0:40:08	日本原燃八木橋です。特にございません。申請書の準備を進めまして、申請日も、こちらの方での予定日確定しましたら、再度ご連絡させていただきます。以上です。
0:40:22	はい。規制庁のサンゴです。それでは本日の行政相談を終わりたいと思います。
0:40:28	以上です。
0:40:35	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。